

国民年金・厚生年金保険年金証書

年金の種類 障害 基礎年金番号 [REDACTED] 年金コード [REDACTED]

受給権者の氏名 [REDACTED]

受給権者の生年月日 [REDACTED] 受給権を取得した年月 [REDACTED]

上記のとおり、国民年金法による年金給付・厚生年金保険法による保険給付を行うことに決定したことを証します。



厚生労働大臣

I 厚生年金保険 年金決定通知書

1. 年金の種類と年金決定の根拠となった厚生年金保険法の条文 障害 厚生年金 厚生年金保険法 1 第 47 条 の
 2. 年金額の内訳

支払開始年月	基本となる年金額 (円)	加給年金額または加算額 (円)	繰上げ・繰下げによる減算・加算額 (円)	支給停止額 (円)	年金額 (円)
元号 年 月 平成 18 年 1 月	487,500	228,600	0	0	716,100
支給停止理由	支給停止期間		年 月～	年 月まで	

年金時効特例法」に該当する場合を除き、平成 20 年 7 月以前の年金は、時効消滅によりお支払いはありません。

3. 加入期間の内訳

加入期間	月数
① 厚生年金保険の加入期間	175 月
② 厚生年金保険の戦時加算期間	月
③ 船員保険の戦時加算期間	月
④ 沖縄農林期間	月
⑤ 沖縄免除期間	月
⑥ 離婚分割等により加入者とみなされた期間	月
⑦ 旧令共済組合期間	月

5. 平均標準報酬額等の内容

厚生年金保険の加入期間の種類	月数	平均標準報酬額 (平均標準報酬月額)
① 平成 15 年 3 月までの期間	99 月	210,330 円
② 平成 15 年 4 月以降の期間	33 月	289,692 円
③ 平成 15 年 3 月までの厚生年金基金期間	43 月	円
④ 平成 15 年 4 月以降の厚生年金基金期間	月	円
⑤ 昭和 61 年 3 月までの坑内員又は船員であった期間	月	円
⑥ 昭和 61 年 4 月～平成 3 年 3 月の坑内員又は船員であった期間	月	円
⑦ 昭和 61 年 3 月までの坑内員であった厚生年金基金期間	月	円
⑧ 昭和 61 年 4 月～平成 3 年 3 月の坑内員であった厚生年金基金期間	月	円

4. 加給年金額対象者等の内訳

加給年金額対象者	配偶者 有 (区分 3) 子 人
遺族加算区分	

II 国民年金 年金決定通知書

1. 年金の種類と年金決定の根拠となった国民年金法の条文 障害 基礎年金 国民年金法 1 第 30 条 の
 2. 年金額の内訳

支払開始年月	基本となる年金額 (円)	加算額 (円)	繰上げ・繰下げによる減算・加算額 (円)	支給停止額 (円)	年金額 (円)
元号 年 月 成 18 年 1 月	794,500	0	0	0	794,500
支給停止理由	支給停止期間		年 月～	年 月まで	加算額対象者 人

「年金時効特例法」に該当する場合を除き、平成 20 年 7 月以前の年金は、時効消滅によりお支払いはありません。

3. 年金の計算の基礎となった保険料納付済期間等の内訳

国民年金の保険料納付済期間等	第 1 号期間 (国民年金加入期間)		第 2 号期間 (厚生年金・共済年金加入期間)		第 3 号期間 (厚生年金・共済年金加入者に扶養されていた配偶者の期間)	
	納付	免除	納付	免除	納付	免除
(付加)	月 4 分の 1 免除	月 ()	厚生年金保険	月		月
	半額免除	月 ()	共済組合	月		
	月 4 分の 3 免除	月 ()				
	全額免除	月 ()				

※ 国民年金の保険料納付済期間等の第 1 号期間における免除期間の () 内の月数は平成 21 年 4 月以降の月数です。

III 障害基礎・障害厚生年金の障害状況

障害の等級	2 級 15 号
診断書の種類	9
次回診断書提出年月	平成 28 年 2 月

※ 診断書の種類は、裏面をご覧ください。

様

上記のとおり決定しましたので通知します。

厚生労働大臣

